

## 平成 29 年度税制改正②

### 非上場株式の評価方式に関する見直し

非上場株式(取引相場のない株式)の評価方法は、「類似業種比準価額」と「純資産価額」の2種類をもとに計算されます。平成 29 年 1 月 1 日以後の相続・贈与等から、次の①～④の改正が行われます。その結果、類似業種比準価額の株価算出方法は、次のとおり見直されます。

#### 改正内容

- ① 類似業種の上場会社の株価について、「課税時期の属する月以前 2 年間平均」を追加
- ② 類似業種の上場会社の配当金額、利益金額、簿価純資産価額について、上場会社の連結決算を反映
- ③ 配当金額、利益金額、簿価純資産価額の比重を「1:3:1」から「1:1:1」に
- ④ 評価会社の規模区分における「大会社」および「中会社」の適用範囲を総じて拡大

①によって、上場企業の株価の急激な変動を平準化し、②で上場企業の子会社を含めたグローバル連結経営を反映し、より実態に即した評価に見直しが行われます。さらに注目すべきは③です。

平成 12 年から企業の「利益」を重視した株価とするために、「配当:利益:簿価純資産」の比重を「1:3:1」としていたのですが、平成 29 年からは再び「1:1:1」になります。その結果、利益の出ている企業にとっては株価が従来よりも低くなる可能性があります。簿価純資産の大きい企業にとっては株価上昇の可能性もあります。逆に、特別償却等により多額の損失を計上しても株価への影響は小さくなります。

適用時期は、平成 29 年 1 月 1 日以後の相続や贈与となっているので、当期の決算が終了次第、株価評価を行うことで、改正の影響を確認することが重要となります。

